

平成25年7月1日以降に公示する工事から 中間前金払制度を導入します

中間前金払制度は、契約を締結したあとに受け取った4割以内の前払い金に加えて、さらに2割までの範囲で前払金を追加で請求できる制度です。

中間前金払のメリットは

- 簡単な手続きで工事代金が早く受け取れます。
- 部分払のような出来高検査はありません。
- 出来高検査時のような工事関係書類の作成は不要です。
- 低い保証料率で資金調達が可能です。

1. 対象となる工事

当初契約金額が500万円以上で工期が60日以上の工事です。

2. 中間前金払の要件とは

次の要件の全部を満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。

3. 中間前金払の金額

請負金額の10分の2以内の額。ただし、当初支出した前払金と合計して請負金額の10分の6を超えることはできません。

4. 中間前金払は選択制

- 中間前金払と部分払は、選択制となっており、契約締結時に請負者が選択を行うことになっています。
- 中間前金払を当初に選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また、部分払を当初に選択した場合、その後に中間前金払を請求することはできません。（債務負担行為に係る工事を除く。）

5. 手続き

『中間前金払認定請求書』に工事の進捗率を示す資料（工事工程表）を添えて当該工事に係る監督職員へ提出し、認定をうけてください。



中標津町

手続き等の詳細は、財政課契約用度係にお問い合わせください。

中標津町公共工事の前金払取扱要綱

(平成25年6月25日要綱第31号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中標津町財務規則（昭和41年規則第1号。以下「財務規則」という。）第117条の4第5項の規定に基づき、公共工事に要する工事費の前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前払金の支払基準)

第2条 前金払は、請負金額が500万円以上で、かつ工期が60日以上の工事について、請負金額の10分の4以内の割合を乗じて得た額（以下「前払金」という。）とする。

2 中間前金払は、前項に規定する工事のうち、次に掲げる要件（以下「認定要件」という。）を全て満たしている場合にできるものとする。

（1）工期の2分の1を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。

3 前項の場合における中間前金払の額（以下「中間前払金」という。）は、工事の請負金額の10分の2以内とし、既に支払った前払金との合計金額が請負金額の10分の6以内とする。

4 第1項の前払金及び前項の中間前払金（以下「前払金等」という。）に10万円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率の明示)

第3条 前金払の対象とする工事については、入札の公示又は通知の際これを表示する。ただし、随意契約に係るものにあっては、契約の際これを行うものとする。

(前払金等の請求)

第4条 前払金等の支払を受けようとする請負者は、請求書（様式第1号、様式第2号）に保証証書を添付して提出するものとする。

2 中間前払金を受けようとする請負者は、請求に先立ち中間前払金認定請求書（様式第3号）により、第2条第2項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

3 前項の請求があったときは、直ちに工事監督員にこれを審査させ、当該認定の結果を中間前払金認定調書（様式第4号）により請求者に通知するものとする。

4 町長が必要と認めたときは、請負者に保証事業者提出用の使途内訳明細書の写しを提出させることができる。

(前払金等の使途)

第5条 請負者は、支払を受けた前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支出に充当してはならない。

(契約金額の変更に伴う前払金等の追加と返還)

第6条 財務規則第117条の4第3項の規定により前払金等を追加又は返還させる場合における額

は、変更後の請負金額に第2条に規定する率を適用して算出した額と既に支払った額との差額とする。

- 2 追加払いをしようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約変更後の保証証書を提出させたうえで、請負者の請求により行うものとする。
- 3 返還させるときは、当該契約変更の日から町長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、請負者が返還期限までに当該前払金等を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 工期の残日数が30日未満のとき、その他町長が必要ないと認めるときは、前払金等を追加又は返還させないことができる。

（保証契約が解除された場合等の前払金の返還）

第7条 財務規則第117条の4第4項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 財務規則第117条の4第4項第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（部分払）

第8条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、財務規則第118条の規定に基づき、次の算式により得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times (9/10 - \text{前払金額}/\text{請負金額})$$

- 2 中間前払金を支払った工事については、部分払はできないものとする。

（複数年度以上にわたる工事の前金払）

第9条 複数年度以上にわたる工事であっても前払金等は、第2条に規定する率を超えない範囲の額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金等の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る前払金等について適用する。
- 3 複数年度以上にわたる工事で年度ごとに予定出来高を定めた場合については、「請負金額」を「各年度の予定出来高」と読み替えて各年度において前払金等を支払うことができる。
- 4 前項の場合、各年度の前払金等の請求は、請負者が保証事業会社と当該年度末（最終年度は工事の完成期限）を保証期限とした保証契約を締結し、その保証証書を町に提出させたうえで行わるものとする。
- 5 第3項により各年度に分割して支払った前払金等は、財務規則第118条の規定による部分払及び完成払において償却する。この場合において、最終年度を除く各年度の前払金等は、その全額を当該年度末までに償却するものとする。

（債務負担行為を伴う工事の特例）

第10条 債務負担行為を伴う工事であるため、前払金等の全部又は一部を支払うことができなかつ

た場合、町長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金等を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

工事進捗状況報告書

主任 監督員	監督員

工事名 _____ 受注者 _____

現場代理人氏名 _____ ㊞

平成 年 月 日現在 進捗率 計画 % 実施 %

工 種	工 事 内 容	工 事 費 構成率 (%)	進 撗 率	
			計画 (%)	実施 (%)
計				

中間前払金請求書

金円也

上記のとおり請負金額の中間前払を請求します。

1 工事名

2 請負代金額

3 前払金受領額

4 工期 年月日から 年月日まで

年月日

請負人 住 所

氏 名

印

中標津町長

様

様式第3号（第4条関係）

中標津町長 様

請負人

住 所

氏 名

印

中間前払金認定請求書

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

工事名	
工事場所	中標津町
工期	年 月 日から 年 月 日
請負代金額	円
摘要	

中間前払金認定調書

請負人	住所 氏名
工事名	
工事場所	中標津町
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請負代金額	円
摘要	

上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前払をすることができる要件を具備していることを認定します。

年 月 日

認定者職・氏名

印